# 北斗市立谷川小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 3月24日策 定 平成31年 4月 1日一部改定 令和 5年 5月12日一部改訂 **令和 6年 4月 1日一部改訂** 

#### 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間 関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第二条)

本校では、すべての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識のもと、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「谷川小学校 いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- ①学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- ②児童一人一人の自己有用感が高まり、自尊感情が高まる教育活動を推進します。
- ③いじめの未然防止に努め、認知した場合は適切な指導を行い、早期に解決します。
- ④いじめ問題について、保護者や地域そして関係機関との連携を深めて、これにあたります。

#### 2 いじめの未然防止のための取組

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる体制づくりをすすめていくことから始まる。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくりだしていくことがいじめ未然防止の強固な要となる。

#### (1) 児童に対して

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級作りを行う。また、学校・学級のルールを守るといった規範意識の醸成にも努める。
- ②わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感が得られるようにする。
- ③思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や, 学級の指導を通して育む。
- ④「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ⑤見て見ぬふりをすることも「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他 の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥けんかなど交友関係から生じたトラブルが起こった際には、自ら問題を解決しようとする力の育成に生かす。

### (2) 教職員

- ①児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級作りに努め、児童との信頼関係を深める。
- ②児童が自己実現を図られるよう、一人一人の活躍が見られる教育活動を日々行うことに努める。
- ③児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ④「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して児童に 示す。
- ⑤児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。「けんか」や「ふざけ合い」であっても 背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑥児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に人権感覚を 磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

#### (3) 学校全体として

- ①教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ②いじめに関するアンケート調査(5月・11月)を実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員 全体で共有する。
- ③「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。
- ④校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ⑤「いじめ問題」に関する取り組みを児童会活動の中に取り入れる。
- ⑥いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

## (4) 保護者・地域に対して

- ①児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、学校便り、道徳授業公開等で伝えて、理解と協力をお願いする。

#### 3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

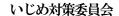
- (1) 早期発見に向けて・・・「変化に気付く」
  - ①児童の様子を担任はじめ多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
  - ②様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
  - ③アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- (2) 相談ができる・・・「誰にでも」
  - ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
  - ②いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の苦しみを受け止め、 児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
  - ③いじめられている児童が自信をもち、存在感を感じられるような励ましを行う。
  - ④いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、委員会を通じて情報を共有 するようにする。
- (3) 早期の解決を・・・「組織で対応」
  - ①教職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
  - ②事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
    - いじめの「解消」の基準は、いじめが「解消している」状態がいじめに係る行為が止んでいること(行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること)と被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2点とする。
  - ③いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめることを 止める。
  - ④いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせる指導を行う。
  - ⑤いじめてしまう気持ちに寄り添い、その児童の心の安定を図る指導を行う。
  - ⑥事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導の仕方について、連携し合う ことを伝える。

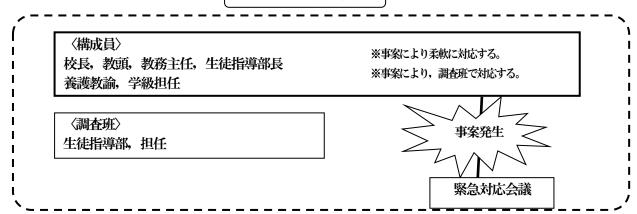
## 4 組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、担任が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。配慮に欠ける対応をしてしまい、児童をよりつらい状況に追い込んでしまわないようにする。

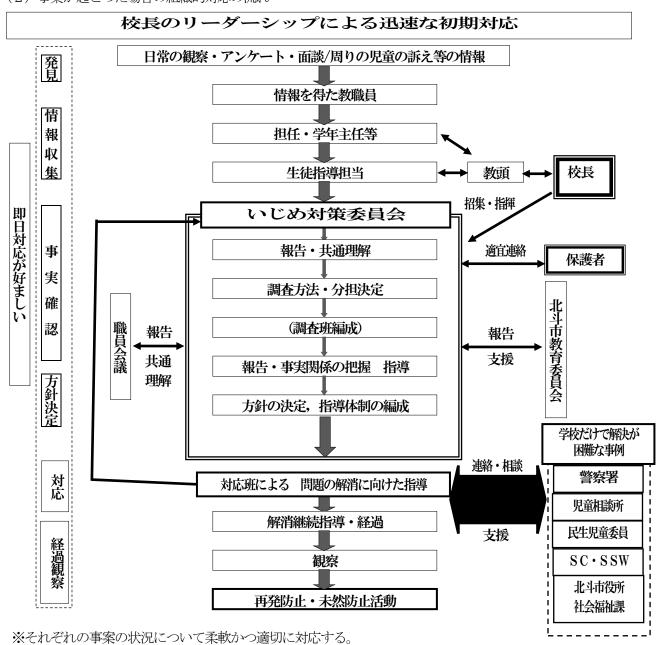
そういった状況を避けるため、校長が「生徒指導特別委員会」(いじめ対策委員会)を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に関係諸機関と連携していじめ解決に取り組むことが必要である。

(1) いじめ問題・不登校対策および対応に取り組む体制の整備





(2) 事案が起こった場合の組織的対応の流れ



# 5 谷川小学校 いじめ防止プログラム (年間計画)

4月	○集団登校
	○交通安全指導
	○街頭指導
	○1年生を迎える会
	○「ほっと」による児童理解●挨拶・返事・言葉遣い●廊下の歩き方の確認と徹底
5月	○縦割り班活動 ●PTA活動
	○緑の羽募金活動
	○児童理解研修会
	○街頭指導
	○いじめに関わるアンケート
	○スクール・カウンセラーとの連携
	○スクールソーシャルワーカーとの連携
6月	○児童会活動の呼びかけ
	○街頭指導
7・8月	○いじめ根絶の取組
	○生活リズムチェックシート
	○個人懇談
	○児童理解研修会 ○ (1977 1978)
	○街頭指導年間通して
	○思春期教室
9月	○児童理解研修会
	○街頭指導
	○スクール・カウンセラーとの連携
1.0 🗆	○「ほっと」による児童理解
10月	○児童理解研修会 ○ <del>金頭性</del>
	<ul><li>○街頭指導</li><li>○生活リズムチェックシート</li></ul>
11月	○個人懇談
11月	○児童理解研修会
	○いじめに関わるアンケート
	○街頭指導
12・1月	○学校評価アンケート
	○生活リズムチェックシート
	○児童理解研修会
	○スクール・カウンセラーとの連携
	○街頭指導
	○集団下校
	○携帯スマホ教室
2月	○授業参観・懇談会
3月	○6年生を送る会
	○児童理解研修会